



部門別計画

都市像 5

地球にやさしく
安全で安心な暮らしができるまち

都市像5 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち						基本構想
基本方向3 市民が主体となって エコライフを実現する	基本方向2 安全力を高め 安心なまちを築く				基本方向1 地球環境と共生する 地域づくりをめざす	
5301	5204	5203	5202	5201	5101	後期基本計画
消費者の自立と消費生活の安定を促進する	交通安全対策を促進し交通事故を防止する	地域ぐるみの防犯対策を推進し安全なまちを築く	消防力と救急救助体制を充実する	災害に強いまちづくりを推進する	地球環境にやさしくきれいなまちを築く	
①消費者相談体制の充実 ②消費者教育等の推進 ③市民主体のエコライフの推進	①交通安全教育・運動の推進 ②交通安全施設の整備	①防犯体制の充実 ②防犯環境づくりの推進 ③市民運動の促進	①消防・救急体制の整備・充実 ②火災予防対策の推進 ③救急体制の充実と救急業務の高度化 ④指令業務の充実と広域的な連携・応援体制の整備	④災害時要援護者等への支援体制の確立 ①地域防災計画の推進 ②地域防災体制の整備・充実 ③防災対策の促進	①協働による環境保全の推進 ②地球温暖化対策に向けた低炭素社会の構築 ③ごみの排出抑制等による循環型社会の構築 ④まちの美化活動の推進と環境の保全 ⑤ともに学び行動する環境学習の推進 ⑥北部地区の適切な環境づくり	

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち基本方向 **1** 地球環境と共生する地域づくりをめざす**施策 01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く**

▼ 施策の方向

1. 協働による環境保全の推進

豊かな自然や健康で文化的な暮らしを将来へ継承するため、温室効果ガスの削減や3R^{注1}の推進、市民・事業者・行政が一体となった協働による事業展開を図る。

2. 地球温暖化対策に向けた低炭素社会の構築

公用車両へのエコカー導入や公共施設の節電など、率先して温室効果ガス排出の抑制に取り組むとともに、市民に対する節電やエコドライブ^{注2}など温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを支援し、省エネルギーや新エネルギーの普及・啓発を促進する。

3. ごみの排出抑制等による循環型社会の構築

市民・事業者・行政の協働による循環型社会を構築するため、沖縄市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ分別の周知活動や指導等により、ごみの減量化や再資源化を図り、不法投棄防止の啓発活動や巡回パトロールなどをおとしてごみの適正な処理に取り組むとともに、熱回収施設およびリサイクルセンターの運営を支援する。

4. まちの美化活動の推進と環境の保全

自治会主体による環境美化活動やボランティア清掃等を支援し、だれもが訪れたいきれいなまちづくりを推進する。

また、水質汚濁や騒音・振動・悪臭、赤土流出などの環境問題を未然に防ぐため、環境調査や指導をおこなうとともに、貴重な水資源の利用促進に向けた雨水の有効利用、人と自然が共存する環境保全活動を推進し、自然や生き物に触れあえる空間を創出する。

5. とともに学び行動する環境学習の推進

市民の環境保全の意識の高揚を図るため、環境学習・自然体験等をおとして、地域における環境保全活動の普及・啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、学校教育や生涯学習における環境学習の機会等の提供および市民環境ガイド等の人材育成に取り組む。

6. 北部地区の適切な環境づくり

北部地区については、良好な自然環境の保全や周辺環境との調和を図るため、河川・地下水の水質調査など、県との連携による環境調査を実施し、適切な環境づくりに取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
住宅用太陽光発電施設設置件数	99 戸	増加	
家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	495.9 g / 日・人	減少	
事業系ごみ排出量	36.3t / 日	減少	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市環境基本計画（平成22～31年度）
- ・ 沖縄市一般廃棄物処理基本計画（平成28～37年度）
- ・ 沖縄市生活排水対策推進計画（平成12年度）
- ・ 沖縄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2次計画（平成26～30年度）
- ・ 沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成26～32年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 沖縄市地域新エネルギービジョン（平成14年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 温暖化対策推進事業
- ・ ごみ袋指定事業
- ・ 生ごみ処理器機設置補助金
- ・ 街の美化推進事業
- ・ 塵芥収集事業（一般家庭ごみ・公共施設）
- ・ 北部地区環境調査事業

▼ 現状と課題

協働による環境保全の推進

国においては、持続可能な社会の形成に向けた温室効果ガス排出の抑制やリサイクル率の向上による資源の有効利用などが一定の成果をもたらしているものの、地球規模における温暖化の進行や天然資源の減少などがますます深刻化していることから、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みの強化が必要となっている。

本市においては、だれもが訪れたいきれいなまちをめざし、市民・事業者等との協働により沖縄市環境基本計画における施策の推進に取り組むこととしている。

地球温暖化対策に向けた低炭素社会の構築

本市では、第2次となる「沖縄市地球温暖化対策実行計画」（平成27(2015)年3月）にもとづき、公用車両へのエコカー導入等、温室効果ガスの排出抑制に取り組み、排出量は減少傾向にある。平成23(2011)年度から市民や事業者に対するエコドライブ教習会や節電等による温室効果ガスの排出抑制の呼びかけ等に取り組んでいるが、教習会参加者が少ない等の課題がある。今後もエコカー導入や節電、太陽光発電およびLEDの導入など、低炭素社会の構築に向け取り組むとともに、省エネルギーや新エネルギーの普及・啓発活動が求められる。

ごみの排出抑制等による循環型社会の構築

本市はこれまでに、ごみ袋指定事業や生ごみ処理機器の普及によるごみの排出抑制や減量化、クリーン指導員との連携による分別指導等に取り組んできた。

また、沖縄市・宜野湾市・北谷町を構成市町とする倉浜衛生施設組合の熱回収施設やリサイクルセンターの新設を支援している。

まちの美化活動の推進と環境の保全

地域における環境美化活動として、毎年、自治会が主体となり開催する「クリーンデー」においては、平成26(2014)年度は2,950人が参加、自治会・民間企業・市民団体によるボランティア清掃においては1,971人が参加している。引き続き地域主体の美化活動を支援し、ごみのないきれいなまちづくりを推進する必要がある。

また、水質調査、自動車騒音調査、悪臭調査等による環境監視を毎年実施し、環境基準を超過している項目については改善に取り組んでおり、経年変化を把握するために、調査

および環境監視を継続していく必要がある。将来を担う子どもたちに対しては、自然や生き物にふれあう機会や場所を提供することも重要である。

ともに学び行動する環境学習の推進

出前講座として「ごみをへらそう!」「エコについてまなぼう!」を開催し、自治会や学校における環境学習を推進してきた。学校では環境教育、地域等では美化活動等に取り組んでいるが、大人に対する環境学習の機会を広げていく必要がある。

北部地区の適切な環境づくり

本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方で、不法投棄や悪臭等の問題が生じており、環境調査や監視等が強く求められている。また、産業廃棄物処理施設の集積など、環境悪化が懸念されることから、処理施設の県内平準化^{注3}が求められるとともに、農業や工業および生活環境と自然環境との調和をどのように図るかが課題となっている。

毎年度、北部地区における水質調査等を実施し環境監視をおこなっているが、県と連携しながら環境調査および保全の取り組みを継続する必要がある。

参 考

○家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）および事業系ごみ排出量

年 度	家庭系ごみ排出量 (g/日・人)	事業系ごみ排出量 (t/日)
平成24年度	498.0	37.0
平成25年度	482.5	36.0
平成26年度	495.9	36.3

用語の解説

◆注1 3R（さんあーる又はスリーアール）

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語で Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を指す。

◆注2 エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主には、駐停車時のエンジン停止（アイドリングストップ）を励行し、急発進や急加速、急ブレーキを控え、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。

◆注3 平準化

特定の場所などに集中させるのではなく、平均的におこなっていけるようにすること。

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち基本方向 **2** 安全力を高め 安心なまちを築く**施策 01 災害に強いまちづくりを推進する**

▼ 施策の方向

1. 地域防災計画の推進

市民の生命や身体および財産を災害から守るため、「沖縄市地域防災計画」にもとづき、市民・行政・関係機関への防災計画の周知徹底、大規模災害の被害軽減を図るための防災体制の充実・強化、総合防災訓練の充実など、災害に強く安心して住めるまちづくりをすすめる。

2. 地域防災体制の整備・充実

災害時において迅速かつ的確な対応ができるよう、国・県や関係機関等との連携による防災体制を充実するとともに、地域主体による自主防災組織^{注1}づくりを促進し、地域や学校、事業者における防災訓練の実施支援や防災知識の普及等による市民の防災意識の高揚を図る。

3. 防災対策の促進

自然災害等に備え、物資・資機材等の備蓄とその入手方法の確立をはじめ、津波避難施設や災害用通信機器等の確保、避難経路・避難場所の整備、応援協定の締結など防災対策を促進するとともに、その周知を図る。

4. 災害時要援護者^{注2}等への支援体制の確立

災害時要援護者の把握、個別計画書の作成等に取り組み、避難支援者確保についての方策を地域とともに検討し、避難支援体制の確立に取り組む。

また、災害を受けた市民に対する見舞金等の支給や一時避難の受け入れ等により、災害等による生活不安や負担軽減を図る。

**【施策の目標値】**

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
自主防災組織結成数	14 団体	41 団体	市内 37 自治会ごとに 1 組織を結成

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市地域防災計画（平成27年度）
- ・ 沖縄市災害時要援護者避難支援計画（平成22年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 地域防災対策事業
- ・ 災害時緊急避難通路整備事業
- ・ 災害時要援護者避難支援事業
- ・ 災害見舞事業

▼ 現状と課題

地域防災計画の推進

国においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、大規模広域災害への即応力の強化や被災地への物資の円滑な供給、住民等の円滑かつ安全な避難などの充実を図ることを重要対策と位置づけている。

県においては、平成27(2015)年3月に沖縄県地域防災計画の見直しをおこない、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期すものとし、実施にあたっては個々の市町村の地域特性および要望を把握し推進するものとしている。

本市においても、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災をふまえ、市民の生命や身体および財産を守るため、国の防災基本計画および沖縄県地域防災計画との整合を図ることはもとより、津波などの大規模災害へ対応しうる沖縄市地域防災計画の検討および修正を迅速におこなうとともに、災害時要援護者等への支援体制の確立など防災計画にもとづく各種取り組みを推進していく必要がある。

地域防災体制の整備・充実

本市においては、東部地区を中心に14団体の自主防災組織が結成されている。また、災害時において迅速かつ的確な対応ができるよう、国や県、関係機関との連携の強化に取り組むなど、地域防災体制の整備に取り組んでいる。今後も、市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の結成支援をはじめ、地域や学校、事業所における防災訓練の実施支援や防災知識の普及に取り組み、地域主体による自主防災組織づくりを促進するなど、地域防災体制の充実が必要である。

防災対策の促進

避難所における食料等の備蓄に取り組むとともに、うるま市との災害時相互応援協定^{注3}やコミュニティFM放送局2社との災害時の放送伝達に関する協定の締結など、防災対策を促進している。今後も防災行政無線のデジタル化をはじめ、東部地区における津波避難施設や災害時における通信手段の確保や多言語に対応した防災対策を推進するとともに、ハザードマップ^{注4}等をとおして、その周知を図る必要がある。

災害時緊急避難通路については、夜間の避難も想定されることから視認性を考慮した整備が求められる。

災害時要援護者等への支援体制の確立

災害発生時、要援護者を安全な避難場所等まで避難誘導する「避難支援者」の確保が課題となっており、避難支援者の確保を含め、地域での避難支援体制を確立していく必要がある。

また、災害時の一時避難の受け入れや災害等を受けた市民および住宅に対する見舞金等を支給することにより、社会福祉の増進を図っている。



用語の解説

◆注1 自主防災組織

自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。

◆注2 災害時要援護者

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの行動に支援を要する者。一般的に高齢者、障がい者、妊産婦などがあげられている。

◆注3 災害時相互応援協定

災害発生時において、応急・復旧活動に関する人的または物的支援について、自治体間等で締結される協定のこと。

◆注4 ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち基本方向 **2** 安全力を高め 安心なまちを築く**施策 02 消防力と救急救助体制を充実する**

▼ 施策の方向

1. 消防・救急体制の整備・充実

多様化する災害・事故に迅速・的確に対応するため、整備計画にもとづき、消防・救急車両および資機材等の整備をおこなうとともに、消火栓等の消防水利の拡充を図る。

また、地域における消防力の向上を図るため、消防団員の確保および活動の啓発等を図る。

2. 火災予防対策の推進

住宅や事業所等における火災を未然に防ぐため、防火対象物や危険物施設への消防査察を実施、消防違反の是正をおこなうとともに、一般住宅における住宅用火災警報器の設置・維持の促進等の防火対策への普及啓発を強化し、市民の防火意識の高揚に努める。

また、地域における火災予防の取り組みを促進するため、消防団、女性防火クラブ、幼年消防クラブと連携し啓発活動を推進する。

3. 救急体制の充実と救急業務の高度化

救命率の向上や高度な救命処置を提供するため、消防本部と医療機関等と

の連携による救急体制を構築するとともに、救急隊員の教育の充実を図る。

また、市民の自主救護能力の向上を図るため、コンビニエンスストア等へのAED^{注1}設置の普及および応急手当講習会でのバイスタンダー^{注2}育成に取り組むとともに、迅速な救急搬送に対応できる体制を維持するため、市民へ救急車の適正利用に対する理解促進の周知に取り組む。

4. 指令業務の充実と広域的な連携・応援体制の整備

近隣市町村や関係機関との協力体制や県外の市町村等との相互応援体制など、広域的な連携・応援体制を整備するとともに、多言語対応等による119番受信など指令業務の充実を図る。

**【施策の目標値】**

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
火災発生件数	55 件	減少	消防年報（毎年）※各年1～12月までの件数
応急手当講習会受講者数	4,170 人	4,300 人	消防年報（毎年）※各年1～12月までの人数
避難訓練参加者数	25,699 人	25,900 人	消防年報（毎年）

【関連する部門別計画や指針など】

・ 沖縄市地域防災計画（平成27年度）

【主な事業や取り組み】

・ 消防活動費
・ 消防車両購入事業
・ 救命処置普及強化事業
・ 沖縄市女性防火クラブ補助金

▼ 現状と課題

消防・救急体制の整備・充実

市民の安全・安心に寄与すること（複雑・多様化する災害に迅速な対応）を目的に、整備計画に基づいた消防車両や救急車両、資機材等の整備・更新が必要である。

少子高齢化の進展等に伴い、全国的に消防団員の減少が続いており、全国的にみても沖縄県における消防団員は少なく、本市においても新規団員の確保が難しくなっていることから、消防活動のPRや事業所等の協力体制の構築、若者や女性等の消防団員の確保に取り組む必要がある。

火災予防対策の推進

火災の未然防止や被害軽減を図るため、火災予防の普及や防火意識の向上がこれまで以上に求められている。また、消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、その普及と設置率の向上が課題である。設置率が低い地域に対して、戸別訪問の実施や市内各自治会を訪問して住宅火災の現状を説明し、住宅用火災警報器の必要性を訴え、設置率向上に取り組む必要がある。設置済みの世帯には維持管理の指導をおこなう必要がある。

救急体制の充実と救急業務の高度化

高齢者の増加などの社会構造の変化により、救急出動件数は増加傾向にあることから、救急需要の増加に対応するため、救急車の適正利用に対する理解促進に取り組むとともに、救急救命士の処置拡大を図るため、救急隊員の育成や救急資機材の計画的な更新をおこなう必要がある。

救命率を向上させるために設置したコンビニエンスストアのAEDを有効に活用するため、バイスタンダーの育成（市民の自主救護力の向上）が必要である。

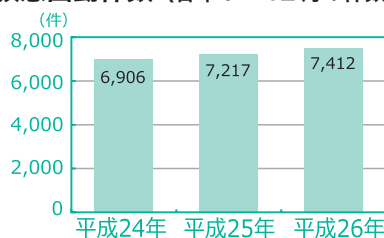
指令業務の充実と広域的な連携・応援体制の整備

デジタル無線および指令センターのハード面の整備が整ったことにより、今後はソフト面の課題（多言語対応、こどもの時からの応急手当）に取り組む必要がある。

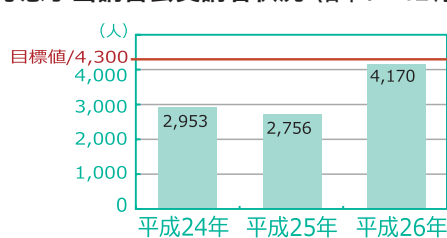
災害の多様化および大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応できる消防救急体制の確立を図る必要がある。

参 考

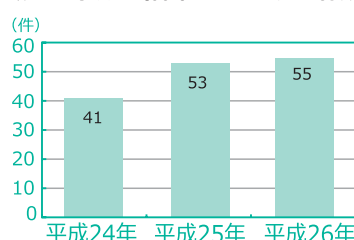
○救急出動件数（各年1～12月の件数）



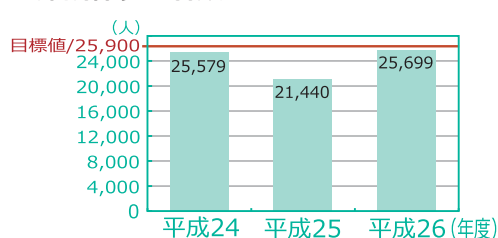
○応急手当講習会受講者状況（各年1～12月の人数）



○火災発生状況（各年1～12月の件数）



○避難訓練参加者数



用語の解説

◆注1 AED（Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器））

心停止状態等において機器が自動的に解析をおこない、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

◆注2 バイスタンダー

救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことを指し、応急手当等が実施できるよう育成に取り組んでいる。

基本構想

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち

基本方向 **2** 安全力を高め 安心なまちを築く

施策 **03** 地域ぐるみの防犯対策を推進し安全なまちを築く

▼ 施策の方向

1. 防犯体制の充実

家庭や地域等による防犯を促進するため、関係機関等と連携し、防犯まちづくり等の情報提供、犯罪を起こさせないくい地域環境づくりなど、市民の防犯意識の普及啓発に取り組む。

行政、関係機関・団体等が相互に連携し、「ちゅらさん運動^{注1}」や沖縄地区防犯協会・地域パトロール隊等による防犯活動を推進するとともに、防犯パトロール隊等の自主的組織の結成や自主ボランティア等の育成活動の促進など、防犯体制の充実を図る。

2. 防犯環境づくりの推進

夜間における市民の安全を確保するため、LED型保安灯の設置等を推進するとともに、家庭や地域、学校、警察、各種団体など関係機関等の連携による地域の安全活動や環境整備をすすめる、安全・安心なまちを築く。

3. 市民運動の促進

薬物乱用防止や暴力団壊滅、環境浄化等に対する市民運動を積極的に支援し、市民総ぐるみによる犯罪のないまちづくりを推進する。



【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
保安灯設置台数	4,961 台 (累計)	5,400 台 (累計)	
刑法犯罪認知件数	1,368 件	減少	沖縄市統計書

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市安全で住みよいまちづくりに関する条例（平成11年度）
- ・ 沖縄市暴力団排除条例（平成23年度）
- ・ 沖縄市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン（平成25年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 防犯対策費
- ・ 保安灯設置事業
- ・ 沖縄市保安灯電気料金補助金
- ・ 暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金

▼ 現状と課題

防犯体制の充実

沖縄県では、犯罪の発生を抑え、すべての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成16(2004)年4月に「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」を施行し、条例の推進体制として、県知事を会長とする「ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議」をはじめ、県内14地区の首長を長とする「各地区安全なまちづくり推進協議会」を設置し、「ちゅらさん運動」を推進してきた。

県内の地域における自主防犯ボランティア団体は、平成21(2009)年度末の625団体から平成26(2014)年度末には753団体・24,000人余に増加しており、多くの県民がボランティア活動に参加している。

一方、犯罪（刑法犯等）の認知件数は、平成26(2014)年末で9,879件と、昭和48(1973)年以来の1万件以下で復帰後最少を記録しており、県民総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」が功を奏したといわれている。本市においても、関係機関との連携により「ちゅらさん運動」に積極的に取り組んでおり、今後も継続していく必要がある。

防犯環境づくりの推進

夜間における市民の安全を確保するため、年次計画にもとづく保安灯の設置を推進し、さらに自治会が負担する保安灯電気料金を支援している。

近年、全国的な防犯カメラの普及によって録画された画像から犯罪解決につながる事例や犯罪の未然防止に効果を及ぼす事例も見受けられ、地域防犯に一定の効果があることが立証されている。本市においては、市民生活の安全に貢献する一方、個人のプライバシーの侵害に発展することも懸念されることから、防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインを定め、市内における通り会や商店会などの団体が防犯カメラを設置する際の指針とし、市民等のプライバシーを侵害することがないように適切な設置・運用について助言・指導をおこなっている。

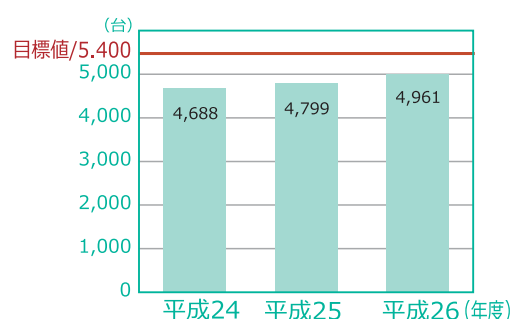
市民運動の促進

平成22(2010)年10月には、本市吉原地域に存する歓楽街の風俗環境浄化に向けた市民総決起大会がおこなわれた。今後も地域住民の安全・安心と青少年の健全育成を図るためにも、環境浄化の実現に向け、市民総ぐるみによる継続した取り組みが必要となっている。

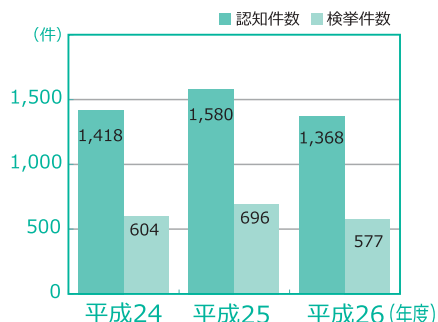
平成23(2011)年12月には、沖縄市暴力団排除条例を制定し、暴力団員による不当な行為が市民生活に影響を及ぼさないよう暴力団排除活動に関する施策等を定め、市民の安全かつ平穏な生活の確保を図っている。

参 考

○保安灯設置台数



○刑法犯罪認知件数（沖縄署管内）



用語の解説

◆注1 ちゅらさん運動

沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐるみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち基本方向 **2** 安全力を高め 安心なまちを築く**施策 04 交通安全対策を促進し交通事故を防止する**

▼ 施策の方向

1. 交通安全教育・運動の推進

安全かつ円滑、快適な交通社会を実現するため、関係機関等と連携し、交通道德^{注1}の普及・高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践による交通秩序を確立する。また、飲酒運転や暴走行為など交通犯罪を防止する運動を強化し、交通安全の実現に努める。

2. 交通安全施設の整備

市内小学校区を中心としたスクールゾーン^{注2}等を設置するとともに、子どもや高齢者、障がい者などの安全性に配慮し、道路状況に応じた適切な交通安全施設^{注3}を整備する。

**【施策の目標値】**

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
交通事故発生状況	662 件	減少	交通白書

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市暴走行為と暴走行為を伴う行為の防止に関する条例（平成14年度）
- ・ 沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年度）
- ・ 沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 交通安全指導費
- ・ スクールゾーン等設置事業
- ・ 特定交通安全施設整備事業
- ・ 交通安全対策特別交付金事業
- ・ 交通安全施設整備事業

▼ 現状と課題

交通安全教育・運動の推進

国においては、平成20(2008)年1月に交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、4月と9月に「交通事故死ゼロを目指す日」を設けるとともに、全国一斉交通安全運動や飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化している。また、一定の病気等に係る運転者対策や自転車対策、高齢運転者対策などを目的に道路交通法が順次改正されるとともに、平成26(2014)年5月には、飲酒運転など悪質な運転による交通事故で人を死傷させた場合の罰則を強化した「自動車運転死傷行為処罰法」が施行された。

県においては、沖縄県飲酒運転根絶条例を制定し、飲酒運転根絶に関する知識の普及や意識の高揚などの総合的な施策を推進している。

本市においては、平成14(2002)年度に「沖縄市暴走行為と暴走行為をあおる行為の防止に関する条例」を制定し、市、市民、保護者、学校関係者、事業者、施設等管理者および運転手が一体となって暴走行為等を防止し、市民生活の安全と平穏の確保および青少年の健全育成に取り組んでいる。

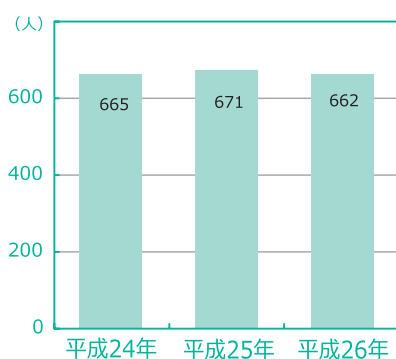
交通安全施設の整備

近年の交通死亡事故の特徴として、高齢者や歩行者の死亡者数の増加および飲酒運転に絡む事故が多いことから、歩行者の視点に立った交通安全対策の強化が求められており、スクールゾーンの設置や道路照明などの交通安全施設の整備を引き続き推進していく必要がある。



参 考

○交通事故発生件数



○交通違反検挙件数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
非反則等	310 件	363 件	307 件
反 則	4,949 件	5,017 件	4,664 件

○スクールゾーン等設置状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
広 報 板	4 本	7 本	9 本
路面表示	13 カ所	10 カ所	15 カ所

用語の解説

◆注1 交通道德

交通機関を運転・利用する者が守るべき道德。

◆注2 スクールゾーン

幼稚園・小学校の通学路指定区域。登下校時、車両の乗り入れが禁止となる。

◆注3 交通安全施設

交通の安全と円滑、交通公害の防止等をめざして整備する、安全柵、反射鏡（カーブミラー）、道路照明灯など。

都市像 **5** 地球にやさしく 安全で安心なくらしができるまち基本方向 **3** 市民が主体となってエコライフを実現する**施策 01 消費者の自立と消費生活の安定を促進する**

▼ 施策の方向

1. 消費者^{注1}相談体制の充実

市民が安全で安心な消費生活^{注2}を営むことができるよう、消費者としての利益の擁護および権利を尊重し、年々複雑・多様化する消費者被害等に対応できるよう相談支援体制の充実を図る。

2. 消費者教育等の推進

消費者被害やトラブルを未然に防ぎ、市民が自分で判断し行動に移すことができる自立した消費生活をおくれるよう、消費者教育や消費者月間等における意識啓発および情報提供等を推進する。

3. 市民主体のエコライフ^{注3}の推進

環境負荷の少ない買い物やリサイクル、省エネなど環境を意識した消費活動を啓発し、市民の主体的なエコライフを推進する。

**【施策の目標値】**

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
消費者教育（講座、講演会等）参加者数	774 人	1,000 人	消費生活全般に関する講演会等

【関連する部門別計画や指針など】

・ 第2次沖縄県消費者基本計画（平成25年1月）

【主な事業や取り組み】

・ 消費者行政推進事業

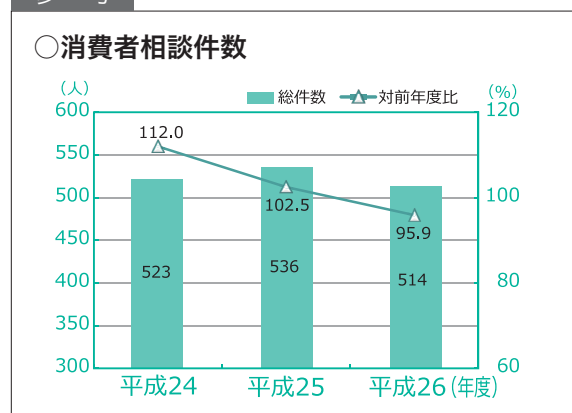
▼ 現状と課題

消費者相談体制の充実

国においては、平成16(2004)年、消費者を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するため、消費者保護基本法を抜本的に改正し、消費者基本法が施行された。さらに平成21(2009)年9月には、消費者が安全・安心で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者庁を設置し、消費者安全法が施行され、よりきめ細やかな消費者対策と情報提供等をすすめている。その後、高齢者を中心とした消費者被害が深刻化し、平成26(2014)年6月に同法は改正された。

相談業務の複雑化・高度化がすすむ中、消費者行政の強化に早急に取り組む必要があることから、平成21(2009)年度から国の財政措置の拡充に伴い、消費生活相談員の処遇改善や能力向上をはじめ、相談業務をサポートする設備面の充実等を図ってきたが、今後も引き続き相談体制を充実していく必要がある。

参 考



消費者教育等の推進

消費者基本法において、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援が掲げられたことにより、消費者は保護される立場から自立した主体へ大きく転換することとなった。

県においては、沖縄県消費生活条例の改正をおこなうとともに、平成25(2013)年1月に第2次沖縄県消費者基本計画を策定し、消費者に関する各種の施策を総合的かつ計画的に推進している。また、平成27(2015)年3月には県民の消費生活のさらなる安定および向上を図るため、「沖縄県消費者教育推進計画」を策定している。

本市においては、平成9(1997)年度から消費生活に関する相談・支援をはじめ、消費者トラブル等の未然防止に向けた情報提供および消費者月間等における意識啓発をおこなっており、今後も啓発活動および出前講座等の実施による消費者教育を推進し、消費者の自立支援をおこなう。

市民主体のエコライフの推進

消費者教育において、中高校生を対象に「消費者である自らが主体となって限りある地球資源を大切にし、賢い消費活動ができるようになる」ための啓発活動に取り組んでいる。

日常生活における消費活動において、環境に配慮した取り組みができるよう、市民に対する啓発活動や消費者教育等を推進していく必要がある。

用語の解説

◆注1 消費者

自らの生存を維持し、生活をするため、衣、食、住だけではなく娯楽も含めた生活全般にわたり、事業者が供給する商品または役務を選択し、使用し、利用して生活する者。

◆注2 消費生活

商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。

◆注3 エコライフ

日常生活が及ぼす影響を認識し、自然や環境にやさしい生活を実践すること。